



26 葉第 319 号
26 組第 342 号
平成 26 年 (2014 年) 11 月 11 日

一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会
会長 朝倉 平和 様

長野県健康福祉部長



長野県警察本部刑事部長



危険ドラッグ販売防止に向けた協力要請

日頃から、本県の健康福祉行政及び警察業務について、格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

近年、危険ドラッグが関係した事件や事故が多発し、大きな社会問題になっています。

危険ドラッグは、麻薬や覚醒剤と似た興奮作用や幻覚作用を生じるだけでなく、けいれんや意識障害などの重大な健康被害を起し、最悪死に至る場合もあります。

このように危険ドラッグには保健衛生上の危害があるにも関わらず、販売店舗は、規制を逃れるため「お香」「バスソルト」「ハーブ」「アロマ」などと目的を偽装し販売しています。また、一度閉じた店舗でも、経営者を変えたり、場所を移転するなどして営業を続ける場合があります。その根絶には至っていません。

現在、県内では販売店舗は確認されていませんが、新たな販売店舗は勿論、製造、貯蔵施設の進出を抑制するための対策が必要と考えています。

つきましては、貴協会員が仲介等を行う賃貸借契約に際して、下記事項について御協力を賜りますよう、格別の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 賃貸借契約書の本文又は特約事項に、禁止事項として「本物件を危険ドラッグの販売又は製造、貯蔵のために使用すること」を盛り込むこと等により、借主による危険ドラッグの販売等が明らかになった場合には、貸主が直ちに契約解除できるようにされたい。
- 2 賃貸借契約に関与した店舗等で、危険ドラッグの販売等が疑われる場合には、健康福祉部薬事管理課麻薬毒劇物係又は警察本部刑事部組織犯罪対策課まで情報提供をされたい。

〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2
健康福祉部 薬事管理課 麻薬毒劇物係
(課長)中村 一彦 (担当)保科 憲孝
電 話 026-235-7159 (直通)
ファクシミリ 026-235-7398
電子メール yakuji@pref.nagano.lg.jp

〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2
警察本部 刑事部
組織犯罪対策課 薬物・銃器対策係
(課長)青木 辰夫 (担当)眞岸 一郎
電 話 026-233-0110 (内線)4454
ファクシミリ 026-235-1224